

総務委員会資料

- 1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明
 - (2) 議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について

資料2 新旧対照表

経済労働局
令和7年1月25日

1 背景と法改正の要旨

「近年における世界の食料需給の変動その他食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的発展のための生産性の向上等を図るために、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める」ことを目的として、次の①～④のとおり食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正。

- ①「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」は「食品等の流通の合理化」を目的としていたが、「食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による事業活動の促進」を目的とする「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（略称：食品等持続的供給法）に改正された。
- ②食料・農業・農村基本法の食料安全保障の確保の条項に「持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨」及び「価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等」が規定されたことに伴う関係法令の整備
- ③食品等の取引の適正化のため、農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を「コスト指標作成団体（認定指標等作成団体）」として認定。
- ④コスト指標作成団体が作成した「費用の指標」を開設者にも公表させるため、卸売市場法を一部改正

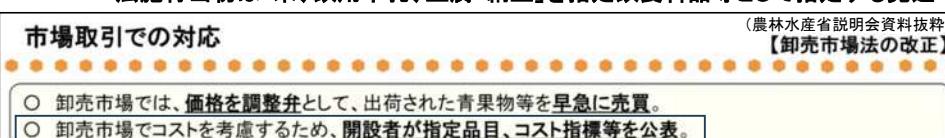
2 改正の目的

条例改正により追加される条項では、「コスト指標作成団体」が作成した指定飲食料品等に係るその費用の指標等を開設者が公表することにより、消費者の理解醸成、関係者の生産性向上及び費用を考慮した価格形成の促進を図る。

3 市場取引での対応

* 法施行当初は「米、飲用牛乳、豆腐・納豆」を指定飲食料品等として指定する見込み

市場取引での対応



市場取引でのコストの考慮



4 業務規程の改正

卸売市場法の改正に伴い、業務規程に次の3項目の公表について規定する必要があり、公設市場にあっては、業務規程に相当する条例の改正が卸売市場法に基づく、認定卸売市場の認定要件になる。

- ①指定飲食料品等
- ②費用の指標
- ③飲食料品等事業者等の努力義務に関する措置の事項

5 条例改正(案) * ()内 川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正

(指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表)

第53(54)条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) その他食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する事項として法第4条第5項第3号ハ(3)に規定する農林水産省令で定めるもの

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号 (開設者による卸売予定数量等の公表) 第53条（略） 2（略） <u>(指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表)</u> 第53条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。) 第4 2条第1項に規定する指定飲食料品等 (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第 1号に規定する指標 (3) その他食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する 事項として法第4条第5項第3号ハ(3)に規定する農林水産省令で定 めるもの (仲卸業者による販売の委託の引受け) 第54条（略）	○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号 (開設者による卸売予定数量等の公表) 第53条（略） 2（略） 〈新設〉 (仲卸業者による販売の委託の引受け) 第54条（略）

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号 (指定管理者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第54条 (略) 2 (略) <u>(指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表)</u></p> <p>第54条の2 指定管理者は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他 の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等 事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。) 第4 2条第1項に規定する指定飲食料品等</p> <p>(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第 1号に規定する指標</p> <p>(3) その他食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する 事項として法第13条第5項第3号ハ(3)に規定する農林水産省令で 定めるもの (仲卸業者による販売の委託の引受け)</p> <p>第55条 (略) (利用料金等)</p> <p>第68条 施設利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、別表 の金額に100分の110を乗じて得た額（土地利用料金のうち1月以上の利用 に係る利用料金にあっては、同表の金額）の範囲内において、あらかじめ 市長の承認を得て、指定管理者が定める。この場合において、1円未満の 端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号 (指定管理者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第54条 (略) 2 (略)</p> <p>〈新設〉</p> <p>(仲卸業者による販売の委託の引受け)</p> <p>第55条 (略) (利用料金等)</p> <p>第68条 施設利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、別表 の金額に100分の110を乗じて得た額（土地利用料金のうち1月以上の利用 に係る利用料金にあっては、同表の金額）の範囲内において、あらかじめ 市長の承認を得て、指定管理者が定める。この場合において、1円未満の 端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

改正後	改正前
3 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、施設利用者の負担とする。	3 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、施設利用者の負担とする。
4 第63条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に利用するときは、指定管理者は、施設利用者に本来の用途の利用料金に相当する額を支払わせることができる。	4 第63条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に利用するときは、指定管理者は、施設利用者に本来の用途の利用料金に相当する額を支払わせることができる。
5 利用料金については、利用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。	5 利用料金については、利用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。
6 施設利用者は、その指定又は許可を受けた施設を利用しない場合であっても利用料金を支払わなければならない。	6 施設利用者は、その指定又は許可を受けた施設を利用しない場合であっても利用料金を支払わなければならない。
7 利用料金は、指定管理者の収入とする。 <u>ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</u>	7 利用料金は、指定管理者の収入とする。
8 利用料金の支払の方法は、規則で定める。	8 利用料金の支払の方法は、規則で定める。